

年休申請していない日に 年休発給！！

組合員は、6月14日運転士の6回目となる再教育試験（ペーパー）に不合格となり、7月は車掌予備月となりました。

6月10日発表の休日予定表には運転士交番が発表されていましたが、仮に6月14日再教育試験をクリアしたとしても、運転整備等の試験があるため事実上7月の運転士交番はあり得ない休日予定表となっていました。

そうした状況の中、前月6月の年休申込みで7月7日のみ年休の申請をしました。6月25日の勤務発表で7月7日当日は年休は発給しませんでした。当日、組合行事があるため組休申請し、組休となりました。

ところが、ここで問題が発生しました。

会社は、年休を申請していない「翌日8日は年休になる」と言ってきました。

年休申請していない日に年休発給することは大問題！労基法違反です！

納得がいかない組合員は、7月から異動してきた植松運転科長に対して、「行路に対して年休を申し込んで下さいと言われたが、就業規則には書いていない」と問いただしました。すると植松運転科長は「それはわかりません」とあっさり白旗！

そもそも労働基準法には、「年次有給休暇は、原則『1日単位』とされています。（半日単位のルールを定めるかは会社の任意）。従って、年休申請していない7月8日に年休を発給することはデタラメな労基法違反です。

そこで組合員は「8日は年休ではなく、休日として会社が指定したら問題はなくなる」と植松運転科長にアドバイスしました。

さあどうする！？

植松運転科長！

- ・着任早々から労基法違反と向き合うのですか！？
- ・ここは、「休日」にする方が賢明と思いますが！！